

令和7年度 掛川市立すこやかこども園給食業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル
質問への回答 及び 実施要領等の修正(追加)

1 回答

番号	実施要領、仕様書等の該当箇所	表題	質問	回答
1			アレルギー対応方法はどのようにされていますか。 除去あるいは代替え対応でしょうか また、現状の対象園児数を教えてください	現在、食物アレルギーのある園児に対しては、原則として除去食または代替食により対応しています。「弁当持参」による対応は、対象となる園児がおりませんので、現時点では実施しておりません。 令和8年3月現在、食物アレルギー対応が必要な園児は11人です（ナッツ類を含む）。年度当初は14人在籍しており、年度内で人数の変動があります。 なお、令和8年度の食物アレルギー対応予定園児数は10人を見込んでいます（ナッツ類を含む）。
2			食材納入業者の指定はございますか。	食材納入業者の指定はありませんが、選定については、公募仕様書に記載のとおり、可能な範囲で、以下の優先順位に従って行ってください。 a 契約締結以前より納入していた業者 b 掛川市学校給食用物資納入指定業者 c 市内業者 d 県内業者 また、地域経済の活性化および地元の産業振興の観点から、可能な限り、市内業者の活用に努めてください。 なお、契約締結以前より納入していた業者を変更する場合は、事前に園の承認を得てください。
3			従事者の給食費価格を教えてください	現在は、園児と同じ価格です。今後、摂取量に応じた金額を設定する予定です。
4			1号認定の登園日数を教えてください	令和8年度は194日です。（5歳児の教育日数）
5			1号認定、2号認定の各年齢の定員数を教えてください。	令和7年度の利用定員は、次のとおりです。令和8年度も変更いたしません。 1号認定 3歳児36人、4歳児52人、5歳児54人 2号認定 3歳児32人、4歳児32人、5歳児32人 3号認定 0歳児20人、1歳児32人、2歳児32人
6			任用職員の給与及び年収 資格を教えてください	3/1現在、会計年度任用職員は5人です。うち、調理師資格を有している者は4人です。給与については、経験年数や資格の有無によって異なりますが、令和7年は平均420万円です。
7			1号認定の長期休暇時の希望登園者数を教えてください。	令和8年度の1号認定児の内、長期休業時の預かり保育希望園児数は、14人です。（R8.3.26現在）
8			プロポーザル時の説明でボードなどの持ち込みは可能でしょうか。 提案内容をよりビジュアル的に説明できるグッズを使用しての説明をしたいです。	お見込みのとおり、説明資料の持ち込みは禁止しておりません。企画提案書の内容に沿ったものであれば、モニター以外のボード等のツールやグッズを用いてご説明いただいて差し支えありません。ただし、強い匂いがするものや大きな音が出るもの等の使用はご遠慮ください。

9	実施要領 13 プロポーザル 参加申込の受付	③様式第5号 業務実績について	「2 静岡県内の児童福祉施設給食業務受託実績」の記入について、民間施設様の固有名詞の公開が難しいのですが、施設名部分を「民間こども園①」などと記載して問題ないでしょうか。民間施設様の名称を出さないことによる減点がございましたらご教示ください。	本項目の記入にあたり、民間施設の固有名詞の公開が難しい場合は、ご質問のとおり「民間認定こども園①」「民間児童福祉施設①」等の表記としていただいて差し支えありません。また、施設名を匿名化して記載されたことのみを理由として減点することはありません。ただし、実績の内容が適切に把握できるよう、所在地等その他必要な情報をあわせてご記載ください。
10	実施要領 13 プロポーザル 参加申込の受付	(4)提出書類について	⑦および⑧の書類に関し、写し/原本の指定がございましたらご教示ください。	⑦および⑧の書類につきましては、いずれも「写し」をご提出いただいて差し支えありません。ただし、写しを提出される際は、内容が判読可能な状態であることをご確認のうえご提出ください。
11	実施要領 13 プロポーザル 参加申込の受付	⑧登記簿謄本等の提出について	現在事項全部証明書/履歴事項全部証明書の指定がございましたらご教示ください。	本件の参加資格確認に用いる登記事項証明書については、「履歴事項全部証明書」をご提出ください。
12	実施要領 15 提案書の受付	(5)提出書類の作成要領 4 栄養管理について	評価項目内「現在の献立から改善に向けた提案・協力」とございますが、現行の献立表（食材使用量などがわかる物）を1週間分ご提示いただけますでしょうか。	別添1の「献立表・日誌」の写しをご覧ください。
13	実施要領 15 提案書の受付	(5)提出書類の作成要領 6 価格評価	評価項目内「最安見積額/提案見積額×配点」と記載がございますが、見積金額以外、提案内容の配点はございませんでしょうか。また、見積書（様式第8号）の提出は1部と指定がございますが、見積書・内訳書ともに1部のみ、提案書とは別途の提出という認識でよろしいでしょうか。（提案書内に見積内訳の添付は必要ございませんでしょうか）	評価項目・配点は、別紙「掛川市立すこやかこども園給食業務委託 選定評価表」をご確認ください。見積書（様式第8号）・内訳書ともに各1部ご提出ください。提案書とは別途提出する取扱いで問題ありません。なお、提案内容の説明に必要と判断される場合に、提案書中で費用構成や概算内訳に言及していただくことは差し支えありません。
14	仕様書 第1 基本事項 19 準備期間	(4)模擬給食の実施について	現状貴市にて想定する模擬給食での提供食数をご教示ください。また、模擬給食実施時に使用する仕入業者の指定などございますでしょうか。	模擬給食については、最低50食以上を調理していただくことを想定しています。その際、アレルギー対応食および離乳食についても調理をお願いいたします。具体的な内容や食数の内訳等につきましては、契約後に別途協議のうえ決定させていただきます。また、食材の仕入れにつきましては、可能な限り、現在の納入業者、掛川市学校給食用物資納入指定業者、もしくは市内業者をご利用いただきますようお願いいたします。
15	仕様書 第二 業務区分 2 受託者が実施する業務の範囲	(4)調理作業管理	カ 水分補給用麦茶の提供に関し、現在の提供方法、提供回数についてご教示ください。このほか、契約開始時の想定提供方法がございましたらご教示いただきたいです。	現在の水分補給用飲料の提供は、次のとおりです。現在は、市内の団体から寄付された緑茶を提供しています。 【3～5歳児】 ・朝から、キーパーで緑茶を提供しています。コップは家庭から持参したものを使用しています。 ・家庭から水筒を持参しており、水筒が空になった場合には、キーパーの緑茶を飲んだり、水筒に補充したりしています。 【0～2歳児】 ・午前おやつの際に、やかんに入れた緑茶とコップを提供しています（コップは保育室で洗浄）。 ・昼食の下膳の際に、緑茶とコップも併せて下膳します。 ・午後おやつの際にも、やかんに入れた緑茶とコップを再度提供し、喫食後に下膳します。 ・0歳児については、発達に応じて、保育室で幼児教育士が乳児用麦茶を調整して提供しています。 契約開始後につきましては、水分補給用緑茶を、午前と午後の1日2回を基本として提供していただきたいと考えています。 具体的な提供方法（容器の種類、量、提供タイミング等）については、契約後に園と協議のうえ、児童の実態に応じて決定したいと考えております。

16	仕様書 第二 業務区分 2 受託者が実施 する業務の範囲	(5)材料管理 ア 食材の調達	食材発注書の事前確認に関し、園様への食材発注書提出は、食材発注日の何日前までに提出する必要がありますでしょうか。（貴市/貴園における発注書の確認に何日程必要となりますでしょうか）	食材発注書の提出期限につきましては、原則として、食材発注日の7日前までを目安としてください。ただし、運用開始当初は発注内容の確認作業に要する時間が読みにくいため、当面（令和8年12月提供分まで）は、発注日の2週間前から10日前までの間に提出いただきますようお願いいたします。その後の運用状況を踏まえ、最終的には発注日の7日前までの提出を基本とする方向で、園と協議のうえ調整させていただきたいと考えております。
17	仕様書 第二 業務区分 2 受託者が実施 する業務の範囲	(5)材料管理 ア 食材の調達	食材納品業者の選定、及び契約は、貴市業務/受託業者業務のいずれになりますでしょうか。また、上記業務が受託業者による対応である場合、①貴市から仕入業者への食材料費の支払い方法②受託業者指定の県外業者の使用可否に関しご教示ください。	食材納品業者の選定は、受託業者の業務となります。 ①仕入れ業者への支払方法は、1か月分をまとめて翌月末に支払うものとし、仕入れ業者は当市を宛名とする請求書を発行し、当市が仕入れ業者に対して食材料費を直接支払います。 ②食材の調達については、公募仕様書に記載のとおり、可能な範囲で、以下の優先順位に従って行ってください。 a 契約締結以前より納入していた業者 b 掛川市学校給食用物資納入指定業者 c 市内業者 d 県内業者 また、地域経済の活性化および地元の産業振興の観点から、可能な限り、市内業者の活用に努めてください。なお、契約締結以前より納入していた業者を変更し、県外業者より仕入れる場合は、事前に園と協議をしてください。
18	仕様書 第二 業務区分 2 受託者が実施 する業務の範囲	(11)アレルギー対応管理 について	アレルギー食提供にあたり、現在貴市にて厨房職員様・園職員様間での受け渡し時に使用している受け渡し確認表などはございますでしょうか。また、現在受け渡しの書式がない場合、受託業者の書式などを用いて受け渡し確認を実施することは可能でしょうか。	現在、アレルギー対応食の提供は、別添2の「アレルギー児対応給食等提供マニュアル、及び誤食対応マニュアル」に基づき実施しています。保育室での給食の受け渡しにあたっては、別添3の「配膳表」を用いて内容の確認を行っていますが、この「配膳表」には、厨房職員と園職員との受け渡し状況を双方で記録するための確認欄は設けられておりません。そのため、厨房職員と園職員との間で使用する専用の受け渡し確認表等の書式は、現在は設けておりません。 今後、受託業者において受け渡し確認を実施される場合には、園で使用している様式の趣旨を踏まえたうえで、受託業者が作成する書式を基にアレンジした書式をお使いいただくことは可能です。具体的な様式や運用方法につきましては、契約後に園と協議のうえで決定させていただければと考えております。
19	仕様書 第二 業務区分 2 受託者が実施 する業務の範囲	(11)アレルギー対応管理 について	アレルギー対応食のおかわり提供は行っている/今後も継続予定でしょうか。また、今後も継続予定である場合、アレルギー対応食のおかわり提供方法に関してご教示ください。	現在、アレルギー対応食につきましては、おかわり用およびこぼした場合は予備分を含めて提供しています。今後も、在園児の通常食と同様に、必要な範囲で予備分を確保しての提供をお願いしたいと考えておりますが、過度に多量量の提供までは必要ないと考えております。
20	仕様書 第二 業務区分 2 受託者が実施 する業務の範囲	(11)アレルギー対応管理 について	だし・調味料など少量のアレルゲン摂取で反応の可能性のあるアレルギー患児に対しての食事提供指針に関しご教示ください。少量摂取・調味料で反応を起こすアレルギー患児に対しては、自宅より弁当持参対応となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	仕様書 第二 業務区分 2 受託者が実施 する業務の範囲	(11)アレルギー対応管理 について	新たに入園となる園児さんに対してのアレルギー対応食は、対応方針の検討、食材の発注などの準備期間として、対応食提供開始まで2週間の猶予を設けていただくことは可能でしょうか。	対応方針の検討や食材の発注等の準備期間として、対応食提供開始まで概ね2週間の猶予を設けていただいで差し支えありません。当市では、入園前のアレルギー面談を、給食・おやつ開始日の2週間以上前を目安に実施しております。なお、医療機関の受診や面談が給食開始までに間に合わない場合は、その期間については弁当およびおやつ持参をお願いしています。

22	仕様書 第二 業務区分 2 受託者が実施 する業務の範囲	(11)アレルギー対応管理 について	現在のアレルギー対応食数、対応食材、及び来年度の想定食数、対応食材に関し詳細にご教示ください。	現在のアレルギー対応食数につきましては、個々の献立・日ごとの提供数の詳細な集計は行っていません。現状、給食でアレルギー対応を行っている食材は「卵」と「乳」です。このため、ほぼ毎日、卵または乳を除去または代替したアレルギー対応食を提供しています。なお、給食では「ナッツ類」を使用したメニューは提供していません。このため、アレルギーがナッツ類のみの園児については、通常食と同じものを提供しており、アレルギー対応食としての別メニューは提供していません。来年度も同様の方針を予定しております。令和8年度の食物アレルギー対応予定園児数は10人です。 (内訳：卵4人、乳2人、ナッツ類のみ4人) ただし、年度途中で新たな園児等が加わり、「卵・乳」以外のアレルギー対応が必要となる場合もあります。
23	仕様書 第二 業務区分 2 受託者が実施 する業務の範囲	(11)アレルギー対応管理 について	アレルギー対応方針の園児保護者様への説明については、貴市にてご対応いただけますでしょうか。 (アレルギー対応対象園児の保護者様含め、市として/園としての対応方針の説明)	保護者への説明は、園職員が行います。ただし、アレルギー面談への同席や助言等については、ご協力をお願いいたします。
24	業務分担区分	仕入業者の選定 給食材料の調達 業務区分に関して	仕様書「第1基本事項 7食材の提供」に「給食に使用する食材は市が提供するものとし、～」と記載がございますが、業務分担区分の「仕入業者の選定」、「給食材料の調達（契約・発注）」は受託業者負担業務とございます。 仕入業者の選定、仕入業者との契約、仕入業者への食材料費支払いなど、食材調達関連業務に関し、貴市/受託業者の業務分担に関し今一度お示しいただきたいです。	下記のとおり、仕入業者との売買契約上の当事者は当市および仕入業者となり、受託業者は当市の代理人として当該事務を行うものとします。 ①仕入業者の選定 受託業者は、当市が定める基準に従い、仕入業者を選定するものとします。 ②仕入業者との契約（発注事務） 食材の購入契約の買主は当市とし、受託業者は当市の代理人として、仕入業者との契約締結および発注事務を行うものとします。仕入業者との契約は、受託業者が当市の代理人として発注を行い、当該発注内容について仕入業者が承諾した時点で成立するものとします。このため、個別の売買契約書その他これに類する書面の締結事務は行わないものとします。 ③仕入業者への食材料費の支払い 仕入業者は当市を宛名とする請求書を発行し、当市が仕入業者に対して食材料費を直接支払うものとします。
25	業務分担区分	未接種食品に関する事前 調査の実施 業務内容に関して	受託業者負担業務として△が付されていますが、協力内容に関しご教示ください。	現在、乳児については、未接種食品の調査を行っております。どのような食品を調査対象とすべきかについて、助言等の協力をお願いします。
26	業務分担区分	アレルギー対応一覧表作 成・管理 業務内容に関して	施設詳細「7 食物アレルギー対応」に「提供時には、アレルギー食札を用い～」と記載がございますが、アレルギー食札の作成業務は対応一覧表の作成と同様に貴市にて対応いただく業務となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	施設詳細	3 対象人数及び食数詳細 食数に関して	保護者給食試食会の年間実施回数及び一回あたりの参加人数に関しご教示ください。	保護者給食試食会は年3回実施しており、1回あたりの参加人数は10～20人程度です。いずれの回も、遠足等により幼児クラスの給食提供がない日を設定して実施しています。
28	施設詳細	3 対象人数及び食数詳細 食数に関して	誰でも通園制度の食数は年間を通じて10食との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	施設詳細	3 対象人数及び食数 詳細食数に関して	土曜保育喫食数が年間通じて82食とございますが、土曜日給食の際には登園児は1～2名という理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。

30	施設詳細	3 対象人数及び食数 詳細食数に関して	土曜日1日あたりの園児食数・職員食数をご教示ください。	土曜日1日あたりの食数は、園児が1～3食程度（令和7年度実績）、職員が2食（給食職員を除く）です。
31	その他	洗濯機の設置に関して	厨房内白衣用の洗濯機を業者負担にて購入した場合、施設敷地内に設置可能場所はございますでしょうか。	屋外での設置であれば、敷地内に設置可能なスペースがあります。ただし、設置にあたっては、既存設備の撤去や電源ケーブルの敷設等が必要となる可能性があります。具体的な設置場所や工事内容等については、設置をご検討される際に、市と協議のうえで決定していただきますようお願いいたします。

2 追加

番号	実施要領、仕様書等の該当箇所	追加
1	公募仕様書 6 設備・備品等	(5) 受託者は、自らの負担により業務の遂行に必要な設備、備品及び機器・器具等を設置し、管理することができるものとする。ただし、設置に先立ち、市と協議の上承認を受けるものとし、当該設備等の管理については、市の指示に従うものとする。
2	公募仕様書 6 設備・備品等	(6) 前項により受託者が設置した設備、備品及び機器・器具等の利用に伴う光熱水費その他の費用の負担区分については、市と受託者が協議の上、定めるものとする。
3	公募仕様書 資料1「図面及び 厨房備品台帳」	厨房備品に、㊸洗濯乾燥機（AQW-SD12A-L）追加。